寺院・神社向け基本顧問サービス

茨城県内に限らず、東京都内等、多数の企業の顧問に就任している知見を活かした基本顧問サービスです *月額顧問料については、寺院・神社の規模や相談内容等に応じて柔軟に対応いたします。

サービス内容のご説明		法務相談 プランA 法務アドバイザー 【リーガルアドバイス】	セミオーダー 法務プランB 組織体制整備 【予防法務】	フルオーダー 法務・労務プランC 組織体制強化+紛争解決 【予防法務+臨床法務】	法務・労務・経営コンサルティングプランS競争力強化 [予防法務+臨床法務+戦略法務]
月額サービス料(税込)		33.000円	55, 000円	110,000円	220, 000円
推奨寺院		日常の法律相談をお願いしたい	契約書の作成や リーガル チェックを お願いしたい	法務部員の アウトソーシング としてお願いしたい	法務・労務・経営面の コンサルティングを 定期的にお願いしたい
プラン内容のご説明	各プランの費用は、会社の 規模・従業員数等によって加 算される場合があります。 詳細についてはお問い合わせ 下さい。	かかりつけの医師やコーチに依頼 する感覚で、お気軽に法律相談を ご依頼することが可能です。リーガ ルコストを最小限に抑えつつ、お困 りのときに、すぐに法律相談やアド バイスを求めたいという寺院様にお 勧めです。	書面作成・リーガルチェックなと をご依頼することが可能です。 日常的に書面を作成する寺院様に お勧めです。	法律相談を制限なくご依頼できるほか、法務代理・労務代理の多くの部分について依頼が可能となります。法務の担当として、紛争の予防・解決に万全を来すのであれば最適のブランとなります。また、本ブランでは、定期訪問も実施します。	法律相談・書面作成・リーガル チェックを制限なくご依頼できるだけでなく、法称代理・労務代理について全面的にご依頼が可能となります。 また、本ブランでは、月1回の定例訪問を実施し、法務・労務・経営面を全面的にサポートします。
対応時間の目安	プラン毎の1ヶ月当たり弁護 士1名の対応業務時間の目 安です。各時間を上限とし て対応いたします。	1ヶ月につき2時間	1ヶ月につき4時間	1ヶ月につき10時間	1ヶ月につき20時間
電話・メール・テレビ 会議相談	談に限りれまりか、本サーロ	電話:1ヶ月3回 メール:1ヶ月5往復 テレビ会議:1ヶ月3回	電話: 1ヶ月5回 メール: 1ヶ月10往復 テレビ会議: 1ヶ月5回	電話:無制限 メール:無制限 テレビ会議:1ヶ月10回	電話:無制限 メール:無制限 電話会議:無制限
	スでは、電話・メール・テレビ 会議によって法律相談をご依 頼いただくことが可能です。	ただし、簡易な内容に限ります(電 話については1回最大30分)。	ただし、簡易な内容に限ります(電話については1回最大30分)。	ただし、簡易な内容に限ります(電話については1回最大30分)。 弁護士直通連絡先のご案内有	ただし、簡易な内容に限ります(電話については1回最大30分)。 弁護士直通連絡先のご案内有
顧問表示	当事務所が顧問弁護士となっていることを、顧問先様が対外的に表示していただくことが可能です。「顧問弁護士」が就任していることを表示していただくことで、対外的信用性の向上や、違法・不当な要求の牽制が期待できます。	0	0	0	0
定期訪問	顧問先様に定期訪問を行い、 現状の課題・改善点を洗い出 しつつ、アドバイス・改善を継 続的に行います。	▲ ご依頼に応じて (出張費用が発生します)	▲ 6ヶ月に1回 (ご依頼に応じて)	2ヶ月に1回 定期訪問を行います	
契約書・社内文書等の作成・チェック	契約書や規則等のリーガル チェック・作成を行います。 通常は1通あたり10万円(消 費税別)~となります。	▲ 割引で対応	簡易文書 (A4・3枚以内) 月1通まで無料	簡易文書 (A4・3枚以内) 通数制限なし	◎ 複雑な文書作成も対応 通数制限なし
内容証明郵便による 請求書作成等	内容証明郵便の作成を行います。 通常は弁護士名無であれば1 通3万3000円(消費税別) ~ 弁護士名有であれば1通 5万5000円(消費税別)~と なります。	▲ 割引で対応 弁護士名無	月1通まで無料 弁護士名無	月3通まで無料 弁護士名無	◎ 月3通まで無料 弁護士名有
クレーム対応	檀信徒や取引先等からのク レームに対し、アドバイス又は 代理対応を行います。	△ クレーム対応に関する リーガルアドバイス ※窓口対応不可	クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名無) ※窓口対応不可	○ クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名有) クレーム対応窓口 (2ヶ月に1件)	○ クレーム対応に関する リーガルアドバイス クレーム対応に対する 書面作成(弁護士名有) クレーム対応窓口 (1ヶ月に1件)
	GoogleやX(旧Twitter)などの ロコミサイトや転職サイト等に 対し誹謗中傷に関する投稿の 削除を要請します。	○ (3ヶ月に1件)	〇 (月1件)	(月3件) 書き込み巡回あり	(月3件) 書き込み巡回あり
発信者情報の 開示請求	誹謗中傷に関する投稿をした 人物を特定します。	X	X	(年1件)	〇 (年2件)
并護工負用剖別	交渉や裁判等、個別の案件 のご依頼をする際、当事務所 基準の弁護士報酬から割引 をいたします。	5%割引	10%割引	20%割引	30%割引